参考資料1

新潟市規則第１７号

新潟市地域公共交通会議規則

（趣旨）

第１条　この規則は、新潟市附属機関設置条例（昭和３５年新潟市条例第３９号）により設置された新潟市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（組織等）

第２条　交通会議は、委員１５人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。

（１）　市職員

（２）　一般旅客自動車運送事業者（道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）第３条第１号の一般旅客自動車運送事業を経営する者をいう。以下同じ。）及びその組織する団体の意見を代表する者

（３）　市内に住所を有する者又は利用者

（４）　国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局長又はその指名を受けた職員

（５）　一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の意見を代表する者

（６）　新潟県警察本部長又はその指名を受けた職員

（７）　前各号に掲げる者のほか、市長が交通会議の運営に必要があると認める者

（委員の任期等）

第３条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

（会長）

第４条　交通会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

３　会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第５条　交通会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

２　会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取）

第６条　会長は、必要があると認める場合は、会議に委員以外の者を出席させ、資料の提出及び意見を求めることができる。

２　会長は、交通会議の調査審議に当たり、地域の実情を把握するため、あらかじめ区ごとに、一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体、関係行政機関の職員並びに当該区に住所を有する者から意見を聴取するものとする。

（協議結果の取扱い）

第７条　交通会議において協議が調った事項について、市、一般旅客自動車運送事業者、市内に住所を有する者その他旅客運送の関係者は、当該事項の実施に努めるものとする。

（運賃等協議会）

第８条　交通会議は、道路運送法第９条第４項に基づく協議を行うために必要な場合に、交通会議の分科会として運賃等協議会（以下「協議会」という。）を置くことができる。

２　協議会の構成員は、次に掲げる者とする。

（１）　第２条第２項第１号、第３号及び第４号に掲げる者

（２）　道路運送法第９条第４項第２号に該当する者として、会長が指定する者

３　前項第２号に該当する者を新たに委員として任命し、又は委嘱した場合、当該協議が終了したときは、解職されるものとする。

４　前２項に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（庶務）

第９条　交通会議の庶務は、都市政策部都市交通政策課において処理する。

（委任）

第10条　この規則に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この規則は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和６年４月１日から施行する。